

第18回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月12日(金)午後1時47分から午後2時54分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(13人)

| | | | | |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 会長 | 14番 | 前川正人 | 2番 | 鹿又幸也 |
| 委員 | 1番 | 佐藤雄一 | 3番 | 中和田吉彦 |
| | 2番 | 後藤義昭 | 5番 | 小島良金 |
| | 3番 | 館山友美子 | 7番 | 瀧澤正一 |
| | 4番 | 小田原正一 | 9番 | 坂本雄司 |
| | 5番 | 佐藤吉美 | 11番 | 武島竜太 |
| | 6番 | 廣瀬恵美子 | 12番 | |

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

| | |
|--------------|------|
| 事務局長 | 志賀謙寿 |
| 事務局次長兼農業振興係長 | 新妻暁生 |
| 農地係長 | 門馬優樹 |

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 報告事項について

- (1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について
- (2) 農地改良届出について
- (3) 農地転用許可に係る工事完了報告について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について

議案第6号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画
(一括方式) について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第18回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第18回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。11月13日、木曜日、総会前に、だより編集委員会を開催しております。相馬市農業委員会だより第73号の内容について協議を行っております。11月18日、火曜日、前川会長と佐藤委員、小島委員が市長室を訪問し立谷市長に対しまして農地等利用最適化施策に関する意見書を手渡しております。11月20日、木曜日及び21日、金曜日、今年度の農業委員会の視察研修を実施しております。千葉県銚子市にある養豚業者ブライトピッグ等を訪問してきております。多くの委員の皆様にご参加いただきありがとうございました。11月23日、日曜日、東京都で新農業人フェアが開催され相馬市ブースの出展にあたり農業委員会も参加し、鹿又委員に相談者の対応にあたっていただきました。鹿又委員ありがとうございました。11月25日、火曜日、本総会に係る議案を配布させていただいております。11月26日、水曜日及び27日、木曜日、東京都で全国農業委員会会長代表者集会が開催され、前川会長に出席いただいております。11月30日、日曜日、いわき市で、ふくしま・新農業人フェアが開催され、相馬市の出展にあたり農業委員会も参加し廣瀬委員に相談者の対応にあたっていただきました。廣瀬委員ありがとうございました。12月5日、金曜日、及び8日、月曜日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。12月8日、月曜日、玉野公民館で玉野地区の地域座談会を開催しております。後藤委員に出席いただいております。報告は、以上でございます。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
11番坂本雄司委員、12番廣瀬恵美子委員、ご両名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について(2) 農地改良届出について(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号・報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は2件の届出を受理いたしました。1番案件については、去る12月5日、7番、8番、10番委員とともに現地調査を実施いたしました。届出の内容のとおりに農業用ハウスへの通路がコンクリート舗装されていることを確認いたしました。2番案件については、去る12月8日、6番、9番、11番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施いたしました。届出の内容のとおり農業用の簡易的な倉庫(物置)が2棟設置されていることを確認いたしました。なお、実際は届出者が設置した同倉庫を、相対で農地を耕作していた方が利用していたということです。また、本件届出は、議案第1号番号3農地法第3条申請を行うため、違反転用状態の解消を目的としております。(2) 農地改良届出について、今月は1件の届出を受理いたしました。今回の届出について、去る12月8日、6番、9番、11番委員及び地区担当推進委員とともに現地調査を実施し、現在の状況を確認いたしました。農地改良の内容としては、申請地が窪地であり、耕作上不便であるため、申請

地内の土砂を利用して、土地をならすことで耕作の利便性を向上するものです。なお、農地改良後は梨棚を設置予定です。(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は3件の報告を受理いたしました。番号1および番号2について、去る12月5日に7番、8番、10番委員とともに現地調査を実施いたしました。番号3については、同日、7番、8番、10番委員および地区担当推進委員とともに現地調査を実施いたしました。番号1から番号3について、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は8件の届出を受理いたしました。権利の取得事由については相続によるものとなっており、番号1、番号3及び番号6については、一部の農地について、農業委員会によるあっせん等の希望がありました。現在の状況につきましては、地区担当の農業委員、推進委員にあっせんを依頼させていただいているところです。(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は1件の通知を受理いたしました。解約の理由については、農地法第3条申請に伴う解約となっており、対象地は「本総会議案第1号」の番号4に上程されております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。5番、中和田吉彦委員お願いします。

5番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1番案件ご報告いたします。申請人・申請地については議案書記載のとおりです。去る12月9日、地区担当推進委員及び譲受人とともに現地調査を行いました。権利の設定内容は、贈与にあたります。贈与の理由としては、譲渡人と交友があり長年に渡り、使用貸借として耕作していたこともあり、贈与するものであります。譲受人の農

機具の所有状況・世帯における従事者等従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地はありません。よって、許可基準第1号及び第4号について、要件を満たしています。続きまして許可基準第2号、譲受人は個人であるため非該当。許可基準第3号は議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号は譲受人に転貸・質入れの事実がないので非該当。許可基準第6号の地域調和要件は議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、同席した地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号2番・3番について担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について2番案件をご報告いたします。譲渡人・譲受人・申請地につきましては議案書記載のとおりです。去る11月29日、地区担当推進委員とともに現地にて譲受人に聞き取り調査を実施しましたので調査担当委員を代表して結果を報告いたします。権利の設定内容・所有権の移転は議案書記載のとおり売買となります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者等従事状況については議案書記載のとおりです。譲受人は現地調査にて荒廃地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号については譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号については議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。続きまして3番案件をご報告いたします。譲渡人・譲受人・申請地につきましては議案書記載のとおりです。去る12月2日地区担当推進委員とともに現地調査にて譲受人に聞き取り調査を実施しましたので調査担当委員を代表して結果を報告いたします。権利の設定内容・所有権の移転は議案書記載のとおり売買となります。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者等従事状況については議案書記載の

とおりです。譲受人は現地調査にて荒廃地がないことを確認しております。許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。次に許可基準第2号については譲受人は個人ですので非該当です。許可基準第3号については議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸の事実がないため非該当です。許可基準第6号、地域調和要件について議案書記載のとおりで地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号4番について担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について4番案件をご報告いたします。申請人・申請地等については議案書記載のとおりです。去る12月1日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行ってまいりました。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業用機械の所有状況・世帯における従事者等従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって、許可基準第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号の農地所有適格法人要件ですが譲受人は個人のため非該当です。次に許可基準第3号の信託契約の有無についてですが議案書記載のとおりで該当ありません。次に許可基準第5号の貸入地の転貸・質入れ状況についてですが譲受人に転貸・質入れ等の事実がないため非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが議案書記載のとおりであり地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。よって許可相当と判断しました。

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 番号2について補足説明いたします。こちらは、相続人が不在の農地であり、相続財産管理人が農地の処分を検討していたところ、

譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。現在は相対で耕作する別の方がおりますが、今後は譲受人が耕作することとなります。なお、現在の耕作者は申請地の耕作をやめることを検討していたこともあります。今後、譲受人が耕作することについて了承いただいているところです。

次に、番号3について補足説明いたします。こちらは、譲渡人が農地の処分を検討していたところ、譲受人に引き受けてもらえることとなり、申請に至ったものとなります。現在は別の耕作者がおりますが、農地を引き受ける意向はありませんでした。譲渡人としては、農地を処分する強い意向があるため、現在の耕作者とも協議のうえ、今回の申請に至ったものとなります。

次に、番号4について補足説明いたします。申請地は既に譲受人が耕作しており、譲渡人が耕作状況に合わせて所有権を変更したい意向があり、今回の申請に至ったものとなります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。案件1番については、7番小島良金委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから7番小島良金委員は暫時の間、退場願います。

(7番小島良金委員退場)

- 議長 事務局より説明を求めます。事務局。
- 事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に駐車場用地及び通路用地として使用されており、申請人が宅地内に倉庫建設を計画していた際に、申請地が農地で、かつ、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人の亡祖父及び亡父が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま数十年前から駐車場用地及び通路用地として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の雑種地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。
- 議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番館山友美子委員お願いします。
- 6番 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、案件1です。12月8日、9番委員、11番委員及び事務局2名とともに、現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。申請人、申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。本件は、駐車場及び通路用地としての利用を目的とした許可申請です。許可基準第1号の立地基準について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地です。しかし、本案件は、既存施設の面積を拡張する申請内容であり、不許可の例外事業の「既存施設拡張事業」の基準を満たす転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的ですので、代替地の検討は特に必要がありません。以上の事から、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの対策で、周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも、事前に「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から、許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 案件1番 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。7番小島良金委員の入場を認めます。

(小島良金委員 入場)

議長 7番小島良金委員にご報告いたします。議案第2号 案件1番農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 案件2について、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に農家住宅、庭園、進入路及び農業用倉庫用地として使用されており、東日本高速道路株式会社による常磐自動車道の4車線化工事に伴う一時転用の相談の際に、申請地が農地でかつ、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人の亡父が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま平成18年ごろから農家住宅等として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問

題ないと判断いたしました。

次に、案件3について、申請人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に宅地拡張用地として使用されており、申請人からの農地法3条の相談の際に、申請地が農地で、かつ、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、申請地の違反転用は申請人が、農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま平成7年ごろから宅地拡張用地として使用していました。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、申請人所有の宅地です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。案件2番について担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

8番 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、2番案件を報告させていただきます。去る12月5日に7番委員・10番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに、現地調査を行いました。調査担当委員を代表してご報告させていただきます。申請人・申請地は議案書記載のとおりです。転用の用途は、議案書記載のとおり農家住宅用地、庭園、進入路及び農業用倉庫用地となります。許可基準第1号、概ね10ヘクタール以上の農地に隣接する第1種農地となります。しかしこの案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は第2種農地ではないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は議案書記載の1から3のとおりの対策で周辺農地への影響・支障がないと判断しました。許可基準第5号については該当ありません。また地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、案件3番について担当委員挙手願います。7番小島良金委員お願いします。

7番 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請、3番案件につ

いて、申請人・申請地及び併用地につきましては議案書記載のとおりです。去る12月5日に8番委員・10番委員・事務局2名とで現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。許可基準第1号、申請地は近くに10ヘクタール以上の基盤整備された農地があり第1種農地であります。しかし、この案件につきましては議案書に記載のとおり駐車場及び通路用地を確保するための申請で不許可の例外事業の既存施設拡張事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて許可基準第4号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも事前に「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 案件2番・3番 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人、譲

渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅用地です。また、譲受人は、譲渡人の子の夫に当たり、現在、三世帯で同居する住宅が手狭となったため、妻子とともに新たに住宅を建設し、移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から8カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2です。譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件3について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業に伴う仮設用地です。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から8カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件4について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業に伴う仮設用地です。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定です。工事期間は、許可の日から6カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。なお、案件3及び案件4は、案件2の太陽光発電事業用地の工事に伴うものであり、工事期間に差異があるため、個別に申請を受けております。

次に、案件5について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から4カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転

用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件6について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力ネットワークの太陽光発電設備系統連系承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

8番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について1番案件です。去る12月5日に、7番委員・10番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査委員を代表して報告いたします。譲受人・譲渡人は議案書記載のとおりです。権利の移転設定内容は、使用貸借権の設定です。譲受人と譲渡人は親子であり転用後の用途は、一般住宅用地です。許可基準第1号は、概ね10ヘクタール以上の農地に隣接する第1種農地となります。しかし、この案件につきましては不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地ではないため該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて許可基準第4号は議案書記載の1から3のとおりの対策で周辺農地への支障・影響がないと判断しました。許可基準第5号については該当ありません。また、地区担当推進委員からも現地調査時に「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号2番・3番・4番について担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請、2番案件につ

いて、報告します。去る12月8日に6番委員・9番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告いたします。申請人・申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が太陽光及び宅地化しており概ね10ヘクタール未満の農地であることを、現地調査で確認し第2種農地と判断しました。許可基準第2号は代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難と判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。許可基準第5号の一時転用後に農地の復元については該当なしです。以上の事から許可相当と判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。

続いて、3番・4番案件についてですが2番案件に関連している事と、設定人は違いますが非設定人が同じであり転用後の目的も同じ事から合わせて報告いたします。申請人・申請地等につきましては議案書記載のとおりです。転用後の目的は太陽光発電事業に伴う仮設用地、接続道路用地になります。権利の移転設定内容は、使用貸借権の設定の一時転用で、かつ一部の転用になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は概ね10ヘクタール未満の小集団の農地であることを、現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり他の場所での事業は困難であると判断しました。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。許可基準第5号は、工事終了後に耕運機等を使用して農地に復元することでした。以上の事から許可相当と判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。

議長 続いて、番号5番・6番について担当委員挙手願います。10番佐藤吉美委員お願いします。

10番 議案第3号 5番案件について去る12月5日に、7番委員・8

番委員・事務局2名で現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。譲受人・譲渡人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を山林・原野で囲まれた概ね10ヘクタール未満の農地であることを、現地調査で確認し第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり妥当と判断しました。続いて、許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障がないと判断しました。また、地区担当の推進委員からも事前に「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

続いて、議案第3号 6番案件について去る12月5日に7番委員・8番委員・事務局2名で現地調査を行いました。調査担当委員を代表して報告いたします。譲受人・譲渡人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について申請地は周辺が50m以内の間隔で概ね50戸の家屋等がありますので第3種農地の「市街地内農地」の要件に該当し立地基準は満たしております。従って許可基準第2号は、該当しません。続いて、許可基準第4号は議案書記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障がないと判断しました。また、地区担当推進委員からも事前に「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第5条の規

定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号35番までの35件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしております。こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、12月8日に6番委員・11番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員を代表してご報告いたします。詳細につきましては参考資料記載のとおりです。1番・2番は山林、3番は原野、4番から9番までは山林、10番・11番は原野、12番・13番は山林、14番・15番は農地、16番から24番は山林、25番・26番は農地、27番から29番は山林、30番は原野、31番から35番は山林と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり番号14番・15番・25番・26番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については委員報告のとおり番号14番・15番・25番・26番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について、事務局より審査内容を説明申し上げます。農業振興地域整備計画の変更要件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第6号に規定されています。このうち、農業委員会が確認する要件が第1号、第3号及び第4号までとなり、議案書中央の記載されている3要件がこちらに当たります。現在、市農林水産課では、相馬農業振興地域整備計画の変更案について、農業委員会を含め、土地改良区、JAの3団体に諮問しております。3団体から、意見聴取後、その意見を踏まえ、市農林水産課と福島県が事前協議及び本協議をし、要件を満たしている場合には、農用地区域の除外決定がなされます。今後、農用地区域の除外決定がされた場合には、農地法第5条の農地転用許可申請書が提出される予定となっております。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。6番館山友美子委員お願いします。

6番 議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について、去る12月8日、9番委員、11番委員及び事務局で現地調査を実施しましたので、担当委員を代表し、結果を報告いたします。事業計画

者の住所氏名、土地所有者の住所氏名、農用地利用計画変更申出地は議案書記載のとおりです。変更後の用途は、宅地用地です。農用地区域除外の要件である、議案書記載の（1）から（3）の要件の内容に基づいて次のとおり確認いたしました。（1）について、代替地の検討結果からも、事業計画である自己住宅を、他の場所で実施することは困難と判断いたしました。（2）（3）について、農地転用に伴い、周辺農地の作業効率や利用集積に影響がないと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、「意見なし」との回答をいただいております。よって、相馬農業振興地域整備計画の変更案に同意することが妥当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることご異議ありませんか。

（「異議なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 相馬農業振興地域整備計画の変更案については、意見なしとすることに決せられました。

次に、議案第6号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から2番までの2件について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

（「異議なし。」との声）

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説

明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について番号1番・番号2番について説明いたします。権利の設定人・非設定人については議案書記載のとおりで、1番・2番とも契約期間が満了することから再度、利用権を設定するものであります。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第6項の要件はすべて満たしております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、意見なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和7年度 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画（一括方式）については意見なしとすることに決せられました。以上で、提出された議案すべて終了といたします。

本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

（「異議なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。以上をもちまして、第18回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川正人

議事録署名委員 11番 坂本雄司

議事録署名委員 12番 廣瀬恵美子